

院外処方箋における疑義照会簡素化のフローチャート

社会医療法人 信愛会 交野病院

1. 問合せ窓口

- 薬剤科調剤室 TEL/FAX: 072-891-6400

2. このフローチャートの適用範囲

- 処方箋発行から4日以内の処方箋
- 小児科、透析、訪問診療を除く診療科
 - 小児科・透析: 医事課 TEL: 072-891-0331 (代) より各診療科に直接お問い合わせください。
 - 訪問診療: 訪問看護にお問い合わせください。

3. 処方変更・調剤後の連絡

- 薬剤科調剤室 TEL/FAX: 072-891-6400

処方変更して調剤した場合は、その内容を Fax にて薬剤科に連絡をお願いいたします。オーダーリングシステム内の処方修正が必要と判断した場合には、次回からの処方に反映させます。ただし、一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供書、および後発品医薬品の変更報告書の連絡は不要です。

4. 疑義照会の不要例

(ア) 成分名が同一の銘柄変更 (変更不可の処方を除く)

- 例 1: グラクティブ錠 50 mg → ジャヌビア錠 50 mg
- 例 2: グリベック錠 100 mg → イマチニブ錠 100 mg「ファイザー」
- 先発品間の変更は可。
- 後発品から先発品への変更も可 (但し、初回で後発品の在庫がない場合のみ)。
- 必ず患者さんに説明 (服用方法、価格) 後、同意を得て変更すること。
- 適応症が異なる場合、適応外使用にならないように留意すること。

(イ) 剤型の変更 (剤形変更不可の処方を除く)

- 例 1: ビオフェルミン R 散 → ビオフェルミン R 錠
- 例 2: アムロジピン OD 錠 5 mg → アムロジン錠 5 mg
- 例 3: 軟膏剤からクリーム剤、クリーム剤から軟膏剤の変更
- 用法・用量が変わらない場合のみ可。
- 安定性、溶解性、体内動態等を考慮して行うこと。
- 必ず患者さんに説明 (服用方法、価格) 後、同意を得て変更すること。

(ウ) 別規格製剤がある場合の処方規格の変更 (含量規格変更不可の処方を除く)

例 1: 20 mg 錠 1 回 2 錠 → 40 mg 錠 1 回 1 錠
例 2: 20 mg 錠 1 回 0.5 錠 → 10 mg 錠 1 回 1 錠

- 必ず患者さんに説明 (服用方法、価格) 後、同意を得て変更すること。

(エ) アドヒアランス等の理由により半割、粉碎あるいは混合すること、あるいはその逆 (規格追加も含む)。ただし、抗腫瘍剤、催奇形性を有する薬剤を除く

例 1: ダイフェン配合錠 1 錠 → ダイフェン配合錠 0.5 錠×2
例 2: ワーファリン錠 1 mg 3.5 錠 → ワーファリン錠 1 mg 3 錠
ワーファリン錠 0.5 mg 1 錠

- 安定性データに留意してください。
- 必ず患者さんに説明 (服用方法、価格) 後、同意を得て変更すること。

(オ) 「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由により一包化調剤すること (抗腫瘍剤、およびコメントに 1 包化不可とある場合は除く)

- 上記以外の理由は、合意範囲外とする。
- 安定性データに留意すること。
- 必ず患者さんに説明 (服用方法、価格) 後、同意を得て変更すること。

(カ) 湿布薬や軟膏での規格変更に関すること (合計処方量が変わらない場合)

例 1: ヒルドイドクリーム 0.3% 25 g/本 2 本 → ヒルドイドクリーム 0.3% 50 g/本 1 本

(キ) 一般名処方における調剤時の類似剤形への変更 (先発品類似剤型への変更を含む)。一般名処方においては、下記に掲げる範囲内で変更を可能とする。(先発・後発は問わない)

- i. 錠剤 (口腔内崩壊錠を含む)、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤、フィルム剤
- ii. 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤 (内服用固形剤として調剤する場合に限る)
- iii. 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤 (内服用液剤として調剤する場合に限る)

- 必ず患者さんに説明 (服用方法、価格) 後、同意を得て変更すること。

(ク) 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の数量変更を含む）、および、Do 処方が行われたために処方日数が必要数に満たないと判断される場合の投与日数の適正化

例 1: マグミット錠 330 mg 30 日分 → 16 日分（残薬が 14 日分あるため）

例 2: AZ 含嗽用配合細粒 2 g/包 30 包 → 10 包（残薬が 20 包あるため）

➤ トレーシングレポートを用いた当院へ情報提供すること。トレーシングレポートがない場合には、次回の診療時に患者に不利益が生じることもあり得るので厳守すること。

(ケ) 服用歴のある配合剤を単剤の組み合わせに変更すること、あるいはその逆

例 1: スー ज्याヌ配合錠 1 錠 → グラクティブ錠 50 mg 1 錠
スーグラ錠 50 mg 1 錠

(コ) 薬歴等で乳酸菌製剤が継続使用されていることが確認できる場合において、抗菌薬が併用されていない場合の耐性乳酸菌製剤から非耐性製剤への変更、またはその逆（抗菌薬併用期間のみ耐性乳酸菌製剤を追加する場合には、合計日数は元の処方日数を超えないこと）

(サ) 患者の希望があった場合の消炎鎮痛剤外用貼付剤におけるパップ剤からテープ剤への変更、またはその逆（成分が同じものに限る。枚数に関しても原則同じとする）温感製剤から非温感製剤への変更、またはその逆

(シ) ビスホスホネート製剤の週 1 回あるいは月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例: アクトネル錠 17.5 mg（週 1 回製剤）1 錠/分 1 起床時 14 日分 → 2 日分

(ス) 外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が口頭で指示されている場合（処方せん上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている）の用法の追記

➤ 患者さんの理解があいまいな場合は疑義照会してください。

(セ) 内服薬の用法が頓服あるいは回数指定にて処方箋に記載があり、具体的な用法が口頭等で指示されている場合の用法の追加

(ソ) 「1 日おきに服用」や「月・水・金に服用」等と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

(タ) 添付文書上の用法用量が「食前」、「食直前」、「食直後」で、服用時点が薬効発現や薬物動態へ及ぼす影響が明らかな薬剤の適切な服用方法への用法変更

- 漢方薬は胃腸障害や服薬アドヒアランスを、オピオイドや弱オピオイドと一緒に処方されたときの制吐剤は服薬アドヒアランスを考慮して「処方医に確認済み」とし、用法変更を行わないものとする。(ただし効果不十分と判断されたときなどは疑義紹介してください。)
- 分1の用法の薬品が分2で処方されている場合、添付文書では朝食後服用とされているが夕食後や眠前に処方されている場合は変更不可。(眠気等の副作用の影響を考慮している場合あり)

5. その他

- 今後このプロトコールによる医療安全上の問題、保険診療上の問題が生じたときなど必要時、当院の医療安全管理対策委員会、各診療科、薬剤科、医事課など関係部署及び合意締結薬局間で協議の上、見直すものとする。
- 調剤過誤、副作用発生等の連絡、新規合意に関する問い合わせは、薬剤科 医薬品情報管理室 TEL:072-891-0331(代) 内線 3760 までご連絡願います。

2021年11月15日作成
2024年2月26日 一部修正